

就学援助費の種類及び対象者等

種類	対象者		支給額	内容等	備考
	区分	学年等			
学用品費等	第2条第2号 該当者	小学校	1年	年額 11,640円	通学用品に係る費用は、小学校及び中学校の第2学年以上の児童・生徒に支給する。 5月1日以降に支給が決定された者については月割りにより支給する。
			2～6年	年額 13,910円	
		中学校	1年	年額 22,740円	
			2～3年	年額 25,010円	
新入学準備金	第2条第2号 該当者	小学校への入学を次年度に予定している者	51,110円		
		中学校への入学を次年度に予定している者	60,000円		
新入学児童・生徒学用品費等	第2条第2号 該当者	小学校1年	51,110円	4月1日支給決定者のみに支給する（新入学準備金を支給している場合を除く。）。	
		中学校1年	60,000円		
修学旅行費	第2条第1号 第2号 該当者 及び 第2号 該当者	小学校6年 中学校3年	実費	学校行事として実施する修学旅行（小学校において「移動教室」の名称で実施されているものを含む。）に参加した児童・生徒の保護者が均一に負担すべき経費。ただし、保険料、おやつ代、小遣い及び自由行動中又はグループ行動中の経費は支給対象としない。	小学校、中学校を通じそれぞれ1回のみ支給対象とする。ただし、転入学のため複数の学校で参加した場合はこの限りでない。 学校長の作成する経費明細書により、額を決定する。 区域外就学者については、武蔵村山市立学校の指定に関する規則（平成16年武蔵村山市教育委員会規則第8号）第3条第1項に規定する通学区域校の支給額に相当する金額を限度とする。
移動教室費	第2条第1号 第2号 該当者 及び 第2号 該当者	中学校全学年	実費	学校行事として実施する移動教室に参加した生徒の保護者が均一に負担する経費。なお、保険料、おやつ代、小遣い及び自由行動中又はグループ行動中の経費は支給対象としない。ただし、スキー教室における用具のレンタル料等の費用で負担の必要のない保護者があっても、移動教室の実施に不可欠であり、原則的には保護者が均一に負担すべき経費については支給対象とする。	学年を通じ1回のみ支給対象とする。ただし、転入学のため複数の学校で参加した場合はこの限りでない。 学校長の作成する経費明細書により、額を決定する。 区域外就学者については、武蔵村山市立学校の指定に関する規則第3条第1項に規定する通学区域校の支給額に相当する金額を限度とする。
校外活動費	第2条第1号 第2号 該当者 及び 第2号 該当者	小学校全学年 中学校全学年	実費	学校行事として実施する校外活動に参加した児童・生徒の保護者が均一に負担する経費。ただし、おやつ代、小遣い及び自由行動中又はグループ行動中の経費は支給対象としない。	学校長の作成する経費明細書により、額を決定する。 区域外就学者については、小学生にあつては1,735円、中学生にあつては2,920円を限度とする。
給食費	第2条第2号 該当者	小学校全学年 中学校全学年	実費	当該年度の給食費の額。ただし、欠食等により減額された額は支給しない。	区域外就学者については、小学生にあつては34,500円、中学生にあつては39,500円を限度とする。
医療費	第2条第2号 該当者	小学校全学年 中学校全学年	実費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する経費で、委員会が指定した医療機関に医療券を提出して受診した際の一部負担額に相当する額とする。	医療券の有効期間は、発効日から当該年度の3月31日（第9条の規定により支給決定の取消しがされた場合は、同条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日）までとする。
通学費	第2条第2号 該当者	小学校全学年 中学校全学年	実費	片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費で、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃の額とする。	特別支援学級の児童・生徒は通学距離を問わないものとする。 区域外就学又は指定学校変更により通学する者は支給対象外とする。

※区分は武蔵村山市就学援助費支給事務処理要領による